

◎新潟県告示第733号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により次のとおり営業の停止を命じた。

令和3年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和3年5月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社丸い組 代表取締役 高野 典子
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県燕市砂子塚719番地5
- 4 許可番号 新潟県知事（般・特一2）第5081号
- 5 処分の内容
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間 令和3年6月10日から令和3年6月16日までの7日間
- 6 処分の原因となった事実

株式会社丸い組は、令和2年2月27日頃から同年3月2日頃までの間、燕市五千石字申明4534番2所在の同社所有地に、産業廃棄物であるガラス・コンクリートくず、陶磁器くず等約350キログラム及び特別管理産業廃棄物である廃石綿等約780キログラムを埋め、もってみだりに廃棄物を捨てた。

このことが廃棄物処理法違反にあたり、令和3年1月21日付けで新潟地方裁判所三条支部から、法人に対し罰金300万円、同法人の元役員に対し懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）及び罰金150万円の判決を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当する。